

高知市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 高知商工会議所及び中心市街地整備推進機構たる財団法人 高知市都市整備公社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、高知市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、高知市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、法第9条第1項の規定により高知市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに法第9条第10項の規定による認定基本計画及び法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に関し、必要な事項を協議し、高知市中心市街地の活性化の推進と発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 高知市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 特定民間中心市街地活性化事業計画に関し、必要な事項についての意見提出
- (3) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

(構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 高知商工会議所
 - (2) 財団法人 高知市都市整備公社
 - (3) 高知市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要であると認める者
- 2 前項第4号に該当する者であって、協議会の構成員でないものは、自己を協議会の構成員として加えるよう協議会に申し出ることができる。この場合において、協議会は、正当な理由がある場合を除き、当該申し出を拒むことができない。
- 3 前項の申し出により協議会の構成員となった者は、第1項第4号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会を脱会するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長、副会長は、設置者が協議して選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第7条 委員は、第5条第1項に掲げる者を、設置者が指名する。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 会議は、委員の過半数をもって成立し、その議事については出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第9条 第4条に掲げる事項及び協議会の運営については必要な協議又は調整を行うため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は高知商工会議所に置く。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の負担)

第13条 協議会に要する経費は、補助金、負担金及びその他の収入により充てるものとする。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成23年12月6日から施行する。
- 2 協議会設置時の委員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 この規約の施行の日以後最初に開催される会議は、高知市中心市街地活性化協議会規約第8条の規定にかかわらず、設置者が招集するものとする。